

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同企画社会推進課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 二
- 宮城県上沼高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件) (教育庁高校教育課) 二
- 宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件) () 三
- 土地改良事業の工事の完了の届出 (東部地方振興事務所) 三
- 教育委員会 (教育委員会) 三
- 教育委員会定例会の開催 () 三
- 人事委員会規則十一・三(職員団体の登録に関する条例施行規則)の一部を改正する規則 () 四

告 示

○宮城県告示第四百五十一号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十一年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名 加藤 孝志

二 主たる事務所の所在地 加美郡加美町字味ヶ袋新坂一番

三 定款に記載された目的 この法人は、老若男女・国籍を問わず、広く農業に関心を持つ人々に対して学ぶ場を提供し、地域住民と積極的に親交を重ねつつ交流人口を増加させながら、産業観光によるまちづくりをおこなうことを目的とする。その為特に都市部の人々と文化・芸術・スポーツなどの面でも交流を推進し、国際的な商品競争力を持つ商品開発や消費者保護の活動等、あらゆる事業に対して参画していただく体制を作り上げていく。加えて山間地域の環境保護及び安全活動・健康増進・子どもの健全育成についてもその協力を期待するところは大きい。これらを総合的に情報発信しながら、「一生気にならぬ街」づくりを推進していく。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年四月二十四日

○宮城県告示第四百五十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
平成二十一年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一五三〇〇三九一	沖野訪問介護サービス 仙台市若林区沖野七丁目九番九十号	有限会社沖野電気工事	平成二十一年 四月十三日

○宮城県告示第四百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十一年五月十二日

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市鳴子温泉字岩瀨六の二、六の三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

○宮城県告示第四百五十四号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十一年五月一日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
株式会社岩見組 岩見 照男	巨理郡山元町小平字須崎六、二	般、二十 第一万二千八 十六号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十一年 四月九日
有限会社長田運 送 仁喜	岩沼市吹上二丁目八、 十三	般、十七 第一万千百六 十六号	全部廃業 一般建設業 とび、土工事業	平成二十一年 四月三日
有限会社目々澤 目々澤 宗雄	塩竈市栄町二、十六	般、十七 第一万三千九 百六十六号	全部廃業 一般建設業 とび、土工事業	平成二十一年 四月十四日
株式会社メック アイバンリゾー ト東北 蒲沢 幹雄	仙台市泉区明通一丁目 一、一	般、二十 第一万五千百 八十二号	全部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十一年 四月三日
株式会社名取建 設 崇	名取市田高字南一十八 、一	般、二十 第一万五千二 百七十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび、土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十一年 四月三日
有限会社鈴兵フ ロツク工業 鈴木 寛彦	登米市南方町西山成前 二百六、一	般、十七 第一万六千四 十九号	全部廃業 一般建設業 とび、土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十一年 四月三日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
○宮城県告示第四百五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のなかだ農産物直売所における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月十二日

一 委託の相手方
登米市中田町石森字本町九十五番地の一 なかだ農産物直売所管理運営組合
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 委託期間
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十六号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月十二日

一 委託の相手方
仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

有限会社昇工業 小野寺 昇一	仙台市宮城野区蒲生字 南屋ヶ城一、二十一	般、十九 第一万六千五 百八十一号	全部廃業 一般建設業 とび、土工事業 管工事業	平成二十一年 四月三日
有限会社大丸工 建 長太郎	仙台市青葉区台原二 目五、二十九	般、十九 第一万六千六 百七十四号	全部廃業 一般建設業 大土工事業	平成二十一年 四月十日
有限会社プラス サム 佐々木 修	仙台市太白区越路二 八、一	般、十九 第一万七千九 百一十一号	一部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十一年 四月七日
株式会社東北菱 和テクノ 松崎 吉則	仙台市宮城野区日の出 町二丁目五、六	般、十九 第一万七千九 百七十三号	全部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十一年 四月一日

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみどりの農業協同組合ファーマーズマーケットにおける販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町素山町一番地 みどりの農業協同組合

遠田郡美里町素山町一番地 株式会社みどりのサービス

黒川郡大和町吉岡字北原西七十二 株式会社エコーブ宮城

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十一年四月一日次のとおり委託した。

平成二十一年五月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

遠田郡美里町素山町一番地 みどりの農業協同組合

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成二十一年五月十二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東 野 真 人

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
河南矢本土地改良区	河南	特定農業用管水路等 特別対策事業	平成二十一年二月二十 七日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十一年五月十二日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日時 平成二十一年五月十五日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 平成二十一年度政策評価・施策評価基本票の作成について

2 職員的人事について

3 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

4 産業教育審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二・二二一・三六一一）

人事委員会

人事委員会規則十一・三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月十二日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十一・三・一

人事委員会規則十一・三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則十一・三（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。